

Press Release

平成21年5月28日（木）

照会先：健康局総務課

健康対策推進官：宮崎（内2956）

企画官：野崎（内2957）

課長補佐：眞鍋（内2314）

係長：鷹合（内2316）

ダイヤルイン：03-3595-2207

原爆症認定訴訟・大阪高裁（2、3次）判決について

平成21年5月28日

厚生労働省健康局

1. 原爆症の認定について、本年5月15日に大阪高裁の判決があったことから、関係省庁とも協議しつつ、検討を行ってまいりました。
2. 今回の判決に関して、判決内容を精査した結果、基本的には個別の原告にかかわる認定の問題であり、法令解釈違反・経験則違反として最高裁で争う必要性はないと判断されることから、上訴は行わないこととし、今回の判決の原告の方々の原爆症の認定については、所要の手続を進めることとします。
3. 原爆症認定に関する集団訴訟については、昨年4月からの「新しい審査の方針」に沿って、約6割の原告の方が既に認定を受けておりますが、残る未認定の原告の方への対応を含め、原爆症の認定に関しましては、本日判決が出される東京高裁判決（原審東京地裁）までの一連の司法判断を踏まえて、その内容を精査の上、必要な対応を検討してまいりたいと考えています。